

# 兵庫県公報

平成22年 1月19日 火曜日 第 2150 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 川西市の区域内における町の区域変更（市町振興課）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 臨時種畜検査の実施（畜産課）	2
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課）	3
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（同）	4
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更（同）	6
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	21
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	21
○ 同 上（同）	22
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 都市計画の決定に係る案の縦覧（同）	24
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（同）	25
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	26
○ 都市計画の決定に係る案の縦覧（同）	27
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（同）	27
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	29
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	30
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	30
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	33
○ 入札公告（文書課）	34
○ 同 上（同）	36
○ 随意契約の相手方等の公示（情報政策課）	38
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（西播磨県民局）	38
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	39
○ 落札者等の公示（県立大学）	40
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	40
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	45

告 示

兵庫県告示第35号

川西市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、川西市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
鶯が丘	16	鶯の森町

備考 地番は、平成21年11月18日現在の地番である。



兵庫県告示第36号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 芦屋セントマリア病院  
 所 在 地 芦屋市大原町5番20号  
 認 定 年 月 日 平成22年 1月 5日  
 認定の有効期限 平成25年 1月 4日



兵庫県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

揖保川南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	横 田 文 男	たつの市揖保川町馬場653番地



兵庫県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
国府平野土地改良区	平成21年12月28日



兵庫県告示第39号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 検査の対象となる家畜

平成21年度定期種畜検査及び臨時種畜検査（平成21年 7月 9日実施）後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄

2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
平成22年 2月19日（金）	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター



兵庫県告示40号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第 1 項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年 3月 5日（金）午前10時から午後 5時まで
- (2) 場所 朝来市和田山町東谷213-96 兵庫県和田山庁舎 302会議室

2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者

4 受講手続

(1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会申込書

申込書は、兵庫県農政環境部農林水産局林務課及び各県民局農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあつては阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。

(2) 提出期間

平成22年 1月19日（火）から同年 2月22日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成22年 2月22日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地为管轄する各県民局農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民局にあつては阪神北県民局阪神農林振興事務所）

(4) 講習手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。



兵庫県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

三田市波豆川字鳥ノ上1013の 3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅



**兵庫県告示第42号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市青垣町小稗字西ケ滝1041の2
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第43号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成21年12月28日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商 号 又 は 名 称 株式会社金谷建設興業  
主たる営業所の所在地 姫路市岩端町188  
代 表 者 の 氏 名 金 谷 光 子  
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般・特一21）第456226号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部
  - (2) 期間  
平成22年 1月 5日から同年 2月18日までの45日間
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社金谷建設興業は、公共工事において、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置し、従事させた。  
また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を2級土木施工管理技士として申請し、当該申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対し入札参加資格申請を行った。  
このことは建設業法第28条第1項第2号に該当する。



**兵庫県告示第44号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量（固定資産、道路台帳、都市計画））
- 2 作業期間  
平成21年12月25日から平成22年 3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市



**兵庫県告示第45号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（土地区画整理 2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、街区出来形確認測量）
- 2 作業期間  
平成21年11月11日から平成22年 3月31日まで
- 3 作業地域  
加古郡稲美町国安・国岡地内



**兵庫県告示第46号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（市街地再開発）
- 2 作業期間  
平成21年11月 2日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
明石市大明石町1丁目地域



**兵庫県告示第47号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 1月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 1月19日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 姫路木材港線	姫路市網干区浜田字南用坪223番5から 同 市網干区浜田字南用坪223番5まで	旧	18.0から 18.0まで	10.0
		新	21.0から 21.0まで	10.0



**兵庫県告示第48号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年1月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年1月19日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 下内膳物部線	洲本市上加茂字木戸内120番1から 同 市桑間字広チ323番1まで	旧	5.0から 10.0まで	107.0	
	洲本市上加茂字木戸内120番1から 同 市桑間字広チ323番1まで	新	5.0から 12.0まで	107.0	
	洲本市上加茂字木戸内120番1から 同 市桑間字広チ323番1まで		2.0から 10.0まで	192.0	
	洲本市上加茂字小才堂125番2から 同 市桑間字広チ317番1まで		4.0から 9.0まで	82.0	
	洲本市上加茂字小才堂125番2から 同 市桑間字広チ317番1まで				



**兵庫県告示第49号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年1月19日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川西市多田院西1丁目1017から 同 市多田院西2丁目30番1まで	旧	7.0から 17.0まで	875.0	
		新	7.0から 17.0まで	875.0	
			10.0から 14.0まで	882.0	予定地



**兵庫県告示第50号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の

規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑原(2) I (122020001)	篠山市桑原 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(3) I (122020002)	篠山市桑原 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(4) I (122020003)	篠山市桑原 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(5) I (122020004)	篠山市桑原 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(6) I (122020005)	篠山市桑原 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(1) I (122020006)	篠山市桑原 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
遠方(1) I (122020007)	篠山市遠方 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
遠方(2) I (122020008)	篠山市遠方 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(2) I (122020009)	篠山市本郷 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(3) I (122020010)	篠山市本郷 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(4) I (122020011)	篠山市本郷 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(5) I (122020012)	篠山市本郷 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(6) I (122020013)	篠山市本郷 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷 I (122020014)	篠山市本郷 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(7) I (122020015)	篠山市本郷 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪(1) I (122020016)	篠山市川阪 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪(2) I (122020017)	篠山市川阪 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(2) I (122020018)	篠山市栗柄 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(3) I (122020019)	篠山市栗柄 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(1) I (122020020)	篠山市栗柄 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊

坂本(1) I (122020021)	篠山市坂本 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂本(2) I (122020022)	篠山市坂本 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
垣屋 I (122020023)	篠山市垣屋 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
乗竹 I (122020024)	篠山市乗竹 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
乗竹(2) I (122020025)	篠山市乗竹 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
打坂 I (122020026)	篠山市打坂 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(1) I (122020027)	篠山市小坂 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(2) I (122020028)	篠山市小坂 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(3) I (122020029)	篠山市小坂 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
上板井 I (122020030)	篠山市上板井 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
西木之部(2) I (122020031)	篠山市西木之部 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
西木之部(3) I (122020032)	篠山市西木之部 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
東木之部(1) I (122020033)	篠山市東木之部 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
東木之部(2) I (122020034)	篠山市東木之部 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
西木之部 I (122020035)	篠山市西木之部 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒田 I (122020036)	篠山市黒田 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
下板井 I (122020037)	篠山市下板井 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮田 I (122020038)	篠山市宮田 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
西阪本 I (122020039)	篠山市西阪本 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
口阪本 I (122020040)	篠山市口阪本 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(1) II (122020041)	篠山市桑原 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(2) II (122020042)	篠山市桑原 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊



桑原(3)Ⅱ (122020043)	篠山市桑原(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(4)Ⅱ (122020044)	篠山市桑原(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(5)Ⅱ (122020045)	篠山市桑原(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(6)Ⅱ (122020046)	篠山市桑原(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
遠方Ⅱ (122020047)	篠山市遠方(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(1)Ⅱ (122020048)	篠山市本郷(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(2)Ⅱ (122020049)	篠山市本郷(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(3)Ⅱ (122020050)	篠山市本郷(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(4)Ⅱ (122020051)	篠山市本郷(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(5)Ⅱ (122020052)	篠山市本郷(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(6)Ⅱ (122020053)	篠山市本郷(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(7)Ⅱ (122020054)	篠山市本郷(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(8)Ⅱ (122020055)	篠山市本郷(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(9)Ⅱ (122020056)	篠山市本郷(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(10)Ⅱ (122020057)	篠山市本郷(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(11)Ⅱ (122020058)	篠山市本郷(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(12)Ⅱ (122020059)	篠山市本郷(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪(1)Ⅱ (122020060)	篠山市川阪(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪(2)Ⅱ (122020061)	篠山市川阪(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪(3)Ⅱ (122020062)	篠山市川阪(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪(4)Ⅱ (122020063)	篠山市川阪(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪(5)Ⅱ (122020064)	篠山市川阪(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊

川阪(6)Ⅱ (122020065)	篠山市川阪(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(1)Ⅱ (122020066)	篠山市栗柄(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(2)Ⅱ (122020067)	篠山市栗柄(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(3)Ⅱ (122020068)	篠山市栗柄(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(4)Ⅱ (122020069)	篠山市栗柄(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(5)Ⅱ (122020070)	篠山市栗柄(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(6)Ⅱ (122020071)	篠山市栗柄(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(7)Ⅱ (122020072)	篠山市栗柄(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(8)Ⅱ (122020073)	篠山市栗柄(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(9)Ⅱ (122020074)	篠山市栗柄(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(10)Ⅱ (122020075)	篠山市栗柄(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(11)Ⅱ (122020076)	篠山市栗柄(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(12)Ⅱ (122020077)	篠山市栗柄(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(13)Ⅱ (122020078)	篠山市栗柄(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(14)Ⅱ (122020079)	篠山市栗柄(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(15)Ⅱ (122020080)	篠山市栗柄(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(16)Ⅱ (122020081)	篠山市栗柄(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(17)Ⅱ (122020082)	篠山市栗柄(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(18)Ⅱ (122020083)	篠山市栗柄(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂本Ⅱ (122020084)	篠山市坂本(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
倉本(1)Ⅱ (122020085)	篠山市倉本(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
倉本(2)Ⅱ (122020086)	篠山市倉本(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊

倉本(3)Ⅱ (122020087)	篠山市倉本(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
倉本(4)Ⅱ (122020088)	篠山市倉本(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
高坂(1)Ⅱ (122020089)	篠山市高坂(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
高坂(2)Ⅱ (122020090)	篠山市高坂(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
高坂(3)Ⅱ (122020091)	篠山市高坂(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
高坂(4)Ⅱ (122020092)	篠山市高坂(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
乗竹(1)Ⅱ (122020093)	篠山市乗竹(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
乗竹(2)Ⅱ (122020094)	篠山市乗竹(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
乗竹(3)Ⅱ (122020095)	篠山市乗竹(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
乗竹(4)Ⅱ (122020096)	篠山市乗竹(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
打坂(1)Ⅱ (122020097)	篠山市打坂(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
打坂(2)Ⅱ (122020098)	篠山市打坂(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(1)Ⅱ (122020099)	篠山市小坂(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(2)Ⅱ (122020100)	篠山市小坂(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(3)Ⅱ (122020101)	篠山市小坂(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(4)Ⅱ (122020102)	篠山市小坂(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
西木之部(1)Ⅱ (122020103)	篠山市西木之部(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
東木之部(1)Ⅱ (122020104)	篠山市東木之部(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
西木之部(2)Ⅱ (122020105)	篠山市西木之部(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
西木之部(3)Ⅱ (122020106)	篠山市西木之部(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
西木之部(4)Ⅱ (122020107)	篠山市西木之部(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
東木之部(2)Ⅱ (122020108)	篠山市東木之部(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊

東木之部(3)Ⅱ (122020109)	篠山市東木之部(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒田Ⅱ (122020110)	篠山市黒田(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
高屋Ⅱ (122020111)	篠山市高屋(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
下板井Ⅱ (122020112)	篠山市下板井(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮田Ⅱ (122020113)	篠山市宮田(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(1)Ⅱ (122020114)	篠山市西谷(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(2)Ⅱ (122020115)	篠山市西谷(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(3)Ⅱ (122020116)	篠山市西谷(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(4)Ⅱ (122020117)	篠山市西谷(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(1)Ⅲ (122020118)	篠山市桑原(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
桑原(2)Ⅲ (122020119)	篠山市桑原(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(1)Ⅲ (122020120)	篠山市本郷(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(2)Ⅲ (122020121)	篠山市本郷(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(3)Ⅲ (122020122)	篠山市本郷(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
川阪Ⅲ (122020123)	篠山市川阪(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(1)Ⅲ (122020124)	篠山市栗柄(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(2)Ⅲ (122020125)	篠山市栗柄(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(3)Ⅲ (122020126)	篠山市栗柄(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(4)Ⅲ (122020127)	篠山市栗柄(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(5)Ⅲ (122020128)	篠山市栗柄(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(6)Ⅲ (122020129)	篠山市栗柄(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊
栗柄(7)Ⅲ (122020130)	篠山市栗柄(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊

栗柄(8)Ⅲ (122020131)	篠山市栗柄(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂本Ⅲ (122020132)	篠山市坂本(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
倉本Ⅲ (122020133)	篠山市倉本(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
垣屋(1)Ⅲ (122020134)	篠山市垣屋(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
垣屋(2)Ⅲ (122020135)	篠山市垣屋(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
打坂(1)Ⅲ (122020136)	篠山市打坂(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
打坂(2)Ⅲ (122020137)	篠山市打坂(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(1)Ⅲ (122020138)	篠山市小坂(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(2)Ⅲ (122020139)	篠山市小坂(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(3)Ⅲ (122020140)	篠山市小坂(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊
小坂(4)Ⅲ (122020141)	篠山市小坂(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊
クズレ石上川Ⅰ (222020001)	篠山市桑原(別図142のとおり)	土石流
本郷西谷川Ⅰ (222020002)	篠山市本郷(別図143のとおり)	土石流
本郷宮谷川Ⅰ (222020003)	篠山市本郷(別図144のとおり)	土石流
本郷谷川Ⅰ (222020004)	篠山市本郷(別図145のとおり)	土石流
北ノ坪川Ⅰ (222020005)	篠山市西木之部(別図146のとおり)	土石流
畑ノ谷川Ⅰ (222020006)	篠山市東木之部(別図147のとおり)	土石流
小坂谷Ⅰ (222020007)	篠山市小坂(別図148のとおり)	土石流
中栗竹下谷Ⅰ (222020008)	篠山市乗竹(別図149のとおり)	土石流
中栗竹中谷Ⅰ (222020009)	篠山市乗竹(別図150のとおり)	土石流
中栗竹上谷Ⅰ (222020010)	篠山市乗竹(別図151のとおり)	土石流
上乘竹上ノ谷Ⅰ (222020011)	篠山市乗竹(別図152のとおり)	土石流

高坂西谷川 I (222020012)	篠山市高坂 (別図153のとおり)	土石流
高坂本谷川 I (222020013)	篠山市高坂 (別図154のとおり)	土石流
高坂奥谷 I (222020014)	篠山市高坂 (別図155のとおり)	土石流
高坂宮谷川 I (222020015)	篠山市高坂 (別図156のとおり)	土石流
倉本川 I (222020016)	篠山市倉本 (別図157のとおり)	土石流
稲谷川 I (222020017)	篠山市坂本 (別図158のとおり)	土石流
寺谷川 I (222020018)	篠山市坂本 (別図159のとおり)	土石流
三獄谷川 I (222020019)	篠山市栗柄 (別図160のとおり)	土石流
栗柄奥谷川 I (222020020)	篠山市栗柄 (別図161のとおり)	土石流
岩谷川 I (222020021)	篠山市栗柄 (別図162のとおり)	土石流
西岩谷川 I (222020022)	篠山市栗柄 (別図163のとおり)	土石流
梶谷川 I (222020023)	篠山市栗柄 (別図164のとおり)	土石流
上峠谷川 I (222020024)	篠山市栗柄 (別図165のとおり)	土石流
下峠谷川 I (222020025)	篠山市坂本 (別図166のとおり)	土石流
尾花川 I (222020026)	篠山市坂本 (別図167のとおり)	土石流
倉本谷川 I (222020027)	篠山市倉本 (別図168のとおり)	土石流
打坂宮谷 I (222020028)	篠山市打坂 (別図169のとおり)	土石流
打坂谷川 I (222020029)	篠山市打坂 (別図170のとおり)	土石流
打坂谷 I (222020030)	篠山市打坂 (別図171のとおり)	土石流
向井山川 I (222020031)	篠山市下板井 (別図172のとおり)	土石流
宮田谷 I (222020032)	篠山市宮田 (別図173のとおり)	土石流
西谷 I (222020033)	篠山市西谷 (別図174のとおり)	土石流

奥谷川Ⅰ (222020034)	篠山市西谷（別図175のとおり）	土石流
一郎谷川Ⅱ (222020035)	篠山市桑原（別図176のとおり）	土石流
一郎谷Ⅱ (222020036)	篠山市桑原（別図177のとおり）	土石流
クズレ石谷Ⅱ (222020037)	篠山市桑原（別図178のとおり）	土石流
桑原ウリヨ谷上川Ⅱ (222020038)	篠山市桑原（別図179のとおり）	土石流
桑原ウリヨ谷下川Ⅱ (222020039)	篠山市桑原（別図180のとおり）	土石流
桑原谷Ⅱ (222020040)	篠山市桑原（別図181のとおり）	土石流
風呂谷川Ⅱ (222020041)	篠山市桑原（別図182のとおり）	土石流
竿谷川Ⅱ (222020042)	篠山市桑原（別図183のとおり）	土石流
オノ谷川Ⅱ (222020043)	篠山市本郷（別図184のとおり）	土石流
ハルケ谷川Ⅱ (222020044)	篠山市本郷（別図185のとおり）	土石流
堂ヶ谷川Ⅱ (222020045)	篠山市川阪（別図186のとおり）	土石流
デヤイ上川Ⅱ (222020046)	篠山市本郷（別図187のとおり）	土石流
デヤイ下川Ⅱ (222020047)	篠山市本郷（別図188のとおり）	土石流
遠方谷川Ⅱ (222020048)	篠山市遠方（別図189のとおり）	土石流
奥谷川Ⅱ (222020049)	篠山市西木之部（別図190のとおり）	土石流
正ノ谷川Ⅱ (222020050)	篠山市東木之部（別図191のとおり）	土石流
小坂東谷川Ⅱ (222020051)	篠山市小坂（別図192のとおり）	土石流
風呂ヶ谷川Ⅱ (222020052)	篠山市小坂（別図193のとおり）	土石流
上乘竹下ノ谷Ⅱ (222020053)	篠山市乗竹（別図194のとおり）	土石流
上乘竹家ヶ谷Ⅱ (222020054)	篠山市乗竹（別図195のとおり）	土石流
杭谷川Ⅱ (222020055)	篠山市乗竹（別図196のとおり）	土石流

西ヶ谷川Ⅱ (222020056)	篠山市垣屋 (別図197のとおり)	土石流
東谷川Ⅱ (222020057)	篠山市高坂 (別図198のとおり)	土石流
鳥巢谷川Ⅱ (222020058)	篠山市栗柄 (別図199のとおり)	土石流
古屋谷北川Ⅱ (222020059)	篠山市栗柄 (別図200のとおり)	土石流
古屋谷南川Ⅱ (222020060)	篠山市栗柄 (別図201のとおり)	土石流
栗柄川右支流Ⅱ (222020061)	篠山市栗柄 (別図202のとおり)	土石流
国次川Ⅱ (222020062)	篠山市栗柄 (別図203のとおり)	土石流
勝谷川Ⅱ (222020063)	篠山市坂本 (別図204のとおり)	土石流
林ノ谷川Ⅱ (222020064)	篠山市坂本 (別図205のとおり)	土石流
鎌谷川Ⅱ (222020065)	篠山市垣屋 (別図206のとおり)	土石流
広岡川Ⅱ (222020066)	篠山市垣屋 (別図207のとおり)	土石流
保谷川Ⅱ (222020067)	篠山市打坂 (別図208のとおり)	土石流
西小谷川Ⅱ (222020068)	篠山市西谷 (別図209のとおり)	土石流
西谷川Ⅱ (222020069)	篠山市西谷 (別図210のとおり)	土石流

(別図 1 から別図210までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第51号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒石(3)Ⅰ (122040001)	篠山市今田町黒石 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(1)Ⅰ (122040002)	篠山市今田町黒石 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(4)Ⅰ (122040003)	篠山市今田町黒石 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊



本荘 I (122040004)	篠山市今田町本荘 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
木津 I (122040005)	篠山市今田町木津 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
今田 I (122040006)	篠山市今田町今田 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
休場 I (122040007)	篠山市今田町休場 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
下立杭(2) I (122040008)	篠山市今田町上立杭 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
下立杭 I (122040009)	篠山市今田町下立杭 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(1) II (122040010)	篠山市今田町黒石 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(2) II (122040011)	篠山市今田町黒石 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(3) II (122040012)	篠山市今田町黒石 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(4) II (122040013)	篠山市今田町黒石 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
本荘(1) II (122040014)	篠山市今田町本荘 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
本荘(2) II (122040015)	篠山市今田町本荘 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野原(1) II (122040016)	篠山市今田町上小野原 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野原(2) II (122040017)	篠山市今田町上小野原 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野原(3) II (122040018)	篠山市今田町上小野原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
休場(2) II (122040019)	篠山市今田町休場 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
休場 II (122040020)	篠山市今田町下小野原 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
休場(3) II (122040021)	篠山市今田町下小野原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜屋 II (122040022)	篠山市今田町釜屋 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
辰巳 II (122040023)	篠山市今田町辰巳 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(1) III (122040024)	篠山市今田町黒石 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(2) III (122040025)	篠山市今田町黒石 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊

黒石(3)Ⅲ (122040026)	篠山市今田町黒石 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(4)Ⅲ (122040027)	篠山市今田町黒石 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(5)Ⅲ (122040028)	篠山市今田町黒石 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(6)Ⅲ (122040029)	篠山市今田町黒石 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(7)Ⅲ (122040030)	篠山市今田町黒石 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(8)Ⅲ (122040031)	篠山市今田町黒石 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(9)Ⅲ (122040032)	篠山市今田町黒石 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(11)Ⅲ (122040033)	篠山市今田町黒石 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(12)Ⅲ (122040034)	篠山市今田町黒石 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(13)Ⅲ (122040035)	篠山市今田町黒石 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒石(14)Ⅲ (122040036)	篠山市今田町黒石 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐曾良新田Ⅲ (122040037)	篠山市今田町本荘 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
本荘(2)Ⅲ (122040038)	篠山市今田町本荘 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
今田新田Ⅲ (122040039)	篠山市今田町今田新田 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
今田Ⅲ (122040040)	篠山市今田町今田新田 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
芦原新田Ⅲ (122040041)	篠山市今田町市原 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
木津(1)Ⅲ (122040042)	篠山市今田町木津 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
木津(3)Ⅲ (122040043)	篠山市今田町木津 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
四斗谷(2)Ⅲ (122040044)	篠山市今田町四斗谷 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
四斗谷(3)Ⅲ (122040045)	篠山市今田町四斗谷 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
四斗谷(4)Ⅲ (122040046)	篠山市今田町上小野原 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野原(1)Ⅲ (122040047)	篠山市今田町上小野原 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊

小野原(2)Ⅲ (122040048)	篠山市今田町上小野原 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
下小野原Ⅲ (122040049)	篠山市今田町下小野原 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
上立杭Ⅲ (122040050)	篠山市今田町上立杭 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
下立杭Ⅲ (122040051)	篠山市今田町下立杭 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
下立杭(2)Ⅲ (122040052)	篠山市今田町下立杭 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜屋Ⅲ (122040053)	篠山市今田町釜屋 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
辰巳Ⅲ (122040054)	篠山市今田町上小野原 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
広谷川Ⅰ (222040001)	篠山市今田町休場 (別図55のとおり)	土石流
宮ノ北川Ⅰ (222040002)	篠山市今田町上立杭 (別図56のとおり)	土石流
ツボネガサ川Ⅰ (222040003)	篠山市今田町上立杭 (別図57のとおり)	土石流
上山川Ⅰ (222040004)	篠山市今田町下立杭 (別図58のとおり)	土石流
下立杭下谷Ⅰ (222040005)	篠山市今田町下立杭 (別図59のとおり)	土石流
下立杭上谷Ⅰ (222040006)	篠山市今田町下立杭 (別図60のとおり)	土石流
下立杭中谷Ⅰ (222040007)	篠山市今田町下立杭 (別図61のとおり)	土石流
上立杭口山川Ⅰ (222040008)	篠山市今田町上立杭 (別図62のとおり)	土石流
上立杭川Ⅰ (222040009)	篠山市今田町上立杭 (別図63のとおり)	土石流
上立杭谷Ⅰ (222040010)	篠山市今田町上立杭 (別図64のとおり)	土石流
和田谷川Ⅰ (222040011)	篠山市今田町下小野原 (別図65のとおり)	土石流
一本松荻野川Ⅰ (222040012)	篠山市今田町今田 (別図66のとおり)	土石流
向山川Ⅰ (222040013)	篠山市今田町今田 (別図67のとおり)	土石流
西向山川Ⅰ (222040014)	篠山市今田町市原 (別図68のとおり)	土石流
奥山川Ⅰ (222040015)	篠山市今田町木津 (別図69のとおり)	土石流

大フラ川Ⅰ (222040016)	篠山市今田町釜屋 (別図70のとおり)	土石流
前山川Ⅰ (222040017)	篠山市今田町木津 (別図71のとおり)	土石流
黒石谷Ⅰ (222040020)	篠山市今田町黒石 (別図72のとおり)	土石流
脇ヶ畑川Ⅰ (222040021)	篠山市今田町本荘 (別図73のとおり)	土石流
大歳川Ⅰ (222040022)	篠山市今田町本荘 (別図74のとおり)	土石流
奥今田川Ⅰ (222040023)	篠山市今田町今田 (別図75のとおり)	土石流
奥今田川Ⅰ (222040024)	篠山市今田町今田 (別図76のとおり)	土石流
水梨川Ⅰ (222040025)	篠山市今田町下小野原 (別図77のとおり)	土石流
滝ノ谷川Ⅰ (222040026)	篠山市今田町四斗谷 (別図78のとおり)	土石流
西川Ⅰ (222040027)	篠山市今田町四斗谷 (別図79のとおり)	土石流
四斗谷Ⅰ (222040028)	篠山市今田町四斗谷 (別図80のとおり)	土石流
北御狩川Ⅰ (222040029)	篠山市今田町辰巳 (別図81のとおり)	土石流
南御狩川Ⅰ (222040030)	篠山市今田町辰巳 (別図82のとおり)	土石流
禿谷川Ⅱ (222040031)	篠山市今田町上小野原 (別図83のとおり)	土石流
東山川Ⅱ (222040032)	篠山市今田町休場 (別図84のとおり)	土石流
笛地Ⅱ (222040033)	篠山市今田町下立杭 (別図85のとおり)	土石流
南山川Ⅱ (222040034)	篠山市今田町下小野原 (別図86のとおり)	土石流
前山川Ⅱ (222040035)	篠山市今田町下小野原 (別図87のとおり)	土石流
向井山川Ⅱ (222040036)	篠山市今田町木津 (別図88のとおり)	土石流
松山川Ⅱ (222040037)	篠山市今田町木津 (別図89のとおり)	土石流
西大フラ川Ⅱ (222040038)	篠山市今田町木津 (別図90のとおり)	土石流
笠松川Ⅱ (222040039)	篠山市今田町木津 (別図91のとおり)	土石流

北西川Ⅱ (222040040)	篠山市今田町市原 (別図92のとおり)	土石流
堂ヶ谷前山Ⅱ (222040041)	篠山市今田町本荘 (別図93のとおり)	土石流
小家ヶ谷川Ⅱ (222040042)	篠山市今田町本荘 (別図94のとおり)	土石流
釘貫川Ⅱ (222040043)	篠山市今田町黒石 (別図95のとおり)	土石流
深谷川Ⅱ (222040044)	篠山市今田町黒石 (別図96のとおり)	土石流
ネジキ川Ⅱ (222040045)	篠山市今田町黒石 (別図97のとおり)	土石流
北山川Ⅱ (222040046)	篠山市今田町下小野原 (別図98のとおり)	土石流
水谷山川Ⅱ (222040047)	篠山市今田町辰巳 (別図99のとおり)	土石流
中御狩川Ⅱ (222040048)	篠山市今田町辰巳 (別図100のとおり)	土石流

(別図 1 から別図100までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第52号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南西川Ⅰ (222040018)	篠山市今田町市原 加東市平木 (別図 1 のとおり)	土石流
堂ヶ谷川Ⅰ (222040019)	篠山市今田町本荘 加東市上鴨川 (別図 2 のとおり)	土石流

(別図 1 及び別図 2 は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所、北播磨県民局加東土木事務所、篠山市役所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第53号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第 1 項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民局長から報告があった。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 日時  
平成22年 1月28日 (木) 午前 9 時30分から
- (2) 場所  
西宮市樫塚町 2 - 28 兵庫県西宮庁舎 1 階入札室
- (3) 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社リベロ  
代表者氏名 重 吉 衛

事務所所在地 芦屋市大東町14-3  
 免許番号 兵庫県知事(1)第203855号  
 免許年月日 平成19年4月10日

2(1) 日時  
 平成22年1月28日(木) 午前11時から

(2) 場所  
 西宮市櫛塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 1階入札室

(3) 被聴聞者  
 商号又は名称 有限会社新工務店  
 代表者氏名 大久保 肇  
 事務所所在地 尼崎市富松町3-23-5  
 免許番号 兵庫県知事(2)第203579号  
 免許年月日 平成19年5月7日



**兵庫県告示第54号**

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成22年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 日時  
 平成22年1月28日(木) 午後2時から

(2) 場所  
 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎別館 職員福利センター2階B

(3) 被聴聞者  
 商号又は名称 株式会社サンシ自動車  
 代表者氏名 藤井利夫  
 事務所所在地 明石市貴崎5-1-50  
 免許番号 兵庫県知事(1)第11144号  
 免許年月日 平成19年4月6日

2(1) 日時  
 平成22年1月28日(木) 午後3時30分から

(2) 場所  
 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎別館 職員福利センター2階B

(3) 被聴聞者  
 商号又は名称 有限会社リコ武内  
 代表者氏名 武内昌和  
 事務所所在地 加古川市尾上町長田168-1  
 免許番号 兵庫県知事(2)第401161号  
 免許年月日 平成19年2月1日



**兵庫県告示第55号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市整備部都市計画課、加古川市都市計画部都市政策局都市計画課、西脇市建設経済部都市住宅課、三木市まちづくり部美しいまちづくり課、高砂市まちづくり部まちづくり推進課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市開発部都市計画課、加東市建設部都市整備課、加古郡稲美町地域整備部都市計画課及び同郡播磨町都市計画グループ
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
多可郡多可町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び多可町建設課
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
加東市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び加東市建設部都市整備課
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称  
吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
三木市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び三木市まちづくり部美しいまちづくり課



**兵庫県告示第56号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域区分

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、三木市、高砂市、小野市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市整備部都市計画課、三木市まちづくり部美しいまちづくり課、高砂市まちづくり部まちづくり推進課、小野市地域振興部まちづくり課、加東市建設部都市整備課、加古郡稲美町地域整備部都市計画課及び同郡播磨町都市計画グループ



**兵庫県告示第57号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市整備部都市計画課、加古川市都市計画部都市政策局都市計画課、西脇市建設経済部都市住宅課、三木市まちづくり部美しいまちづくり課、高砂市まちづくり部まちづくり推進課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市開発部都市計画課、加東市建設部都市整備課、加古郡稲美町地域整備部都市計画課及び同郡播磨町都市計画グループ



**兵庫県告示第58号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定するので、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所



兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市整備部都市計画課、加古川市都市計画部都市政策局都市計画課、西脇市建設経済部都市住宅課、三木市まちづくり部美しいまちづくり課、高砂市まちづくり部まちづくり推進課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市開発部都市計画課、加東市建設部都市整備課、加古郡稲美町地域整備部都市計画課及び同郡播磨町都市計画グループ



**兵庫県告示第59号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、加古郡稲美町及び同郡播磨町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、明石市都市整備部都市計画課、加古川市都市計画部都市政策局都市計画課、西脇市建設経済部都市住宅課、三木市まちづくり部美しいまちづくり課、高砂市まちづくり部まちづくり推進課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市都市開発部都市計画課、加東市建設部都市整備課、加古郡稲美町地域整備部都市計画課及び同郡播磨町都市計画グループ



**兵庫県告示第60号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市建設部都市計画課、神崎郡福崎町まちづくり課及び揖保郡太子町経済建設部街づくり課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称

- 西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
相生市、赤穂市及び赤穂郡上郡町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、相生市建設経済環境部建設課、赤穂市地域整備部都市整備課及び赤穂郡上郡町建設課
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
宍粟市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び宍粟市土木部都市整備課
- 4 (1) 都市計画の種類及び名称  
西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
たつの市、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、たつの市都市建設部都市計画課、赤穂郡上郡町建設課及び佐用郡佐用町建設課



**兵庫県告示第61号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市及び揖保郡太子町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課及び揖保郡太子町経済建設部街づくり課



**兵庫県告示第62号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計

画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画都市再開発の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市建設部都市計画課、神崎郡福崎町まちづくり課及び揖保郡太子町経済建設部街づくり課



**兵庫県告示第63号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定するので、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市建設部都市計画課、神崎郡福崎町まちづくり課及び揖保郡太子町経済建設部街づくり課



**兵庫県告示第64号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市、たつの市、神崎郡福崎町及び揖保郡太子町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課、たつの市都市建設部都市計画課、神崎郡福崎町まちづくり課及び揖保郡太子町経済建設部街づくり課



**兵庫県告示第65号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画防災街区整備方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
相生市、赤穂市及び赤穂郡上郡町
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 1月19日から同年 2月 2日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、相生市建設経済環境部建設課、赤穂市地域整備部都市整備課及び赤穂郡上郡町建設課



**兵庫県告示第66号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称  
豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
城崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
出石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
日高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域

豊岡市

- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び豊岡市都市整備部都市整備課

- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
美方郡新温泉町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び美方郡新温泉町建設課

- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
美方郡香美町
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び美方郡香美町建設部建設課

- 4 (1) 都市計画の種類及び名称  
八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
養父市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び養父市都市整備部都市計画課

- 5 (1) 都市計画の種類及び名称  
和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
朝来市
- (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
- (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び朝来市都市整備部都市開発課



**兵庫県告示第67号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称

- 洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
洲本市
  - (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
  - (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び洲本市都市整備部都市計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称  
津名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
淡路・東浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
北淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
淡路市
  - (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
  - (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路市都市整備部都市計画課
- 3 (1) 都市計画の種類及び名称  
南淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
西淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
緑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 都市計画を変更する土地の区域  
南あわじ市
  - (3) 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年1月19日から同年2月2日まで
  - (4) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び南あわじ市都市整備部都市計画課



**兵庫県告示第68号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成22年3月13日から適用する。

平成22年1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「	同 飾西支店	姫路市青山北	」
	同 太市支店	姫路市相野	
	同 姫路灘支店	姫路市東山	
を			
「	同 姫路西支店	姫路市飾西	」
	同 姫路灘支店	姫路市東山	

に改める。

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10

年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ええでえか淡路

イ 代表者の氏名 馬 場 靖

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市安乎町平安浦1532番地8

エ 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者やその家族に対して、生活支援を行うとともに認知症対応型通所介護施設を設立し、特に認知症で悩む高齢者やその家族に対して、日々健康で充実した生活を営める環境作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハートフルガーデン中播磨

イ 代表者の氏名 澤 田 芳 昭

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡福崎町大貫653番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、中播磨及び周辺地域に対して、オープンガーデンを通じての地域住民との交流会の開催、花を活かしたまちづくりのための研修会やセミナー・講習会の開催並びに育苗・植栽、環境保全のための里山整備、医療福祉分野におけるガーデンング等に関する事業を行い、地域社会の活性化や潤いと安らぎのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人城南ライフサポート

イ 代表者の氏名 酒 井 良 治

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市小枕130番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、城南地域の住民に対して子育て環境の改善を柱とした生活向上改善に関する事業を行い、誰もが住みやすく、魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県若者らの自立を考える連絡会

イ 代表者の氏名 阪 本 光 夫

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大津区真砂町1番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、現代社会において多くの悩みや問題を抱える若者に対する社会進出・復帰支援や就業支援等の事業を行い、大きな社会問題とも言うべきひきこもりやニート等、多岐にわたる若者の問題を解消し、広く公益に貢献することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人新風林田

イ 代表者の氏名 三 木 清 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市林田町松山279番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、林田町及びその周辺の住民に対して、歴史的遺産の保全・伝承事業、地域間・世代間交

流事業、地域の文化・産業の振興、安全・安心のまちづくり等に関する事業を行い、美しく住みよいまちづくり、人づくり活動の実践を通じて、今まで培われてきた林田町の歴史、文化、自然・生活環境を次世代に受け継ぎ、夢と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成21年12月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぼしぶる

イ 代表者の氏名 宮 野 秀 樹

ウ 主たる事務所の所在地 三田市加茂1086番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な障害者及び高齢者に対して、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することで、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する事業を行うことで、障害者及び高齢者の社会参画の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひとつ屋根

イ 代表者の氏名 富 永 周 一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通1丁目15番2号富士ビルB1

エ 定款に記載された目的

この法人は、経済的窮地に陥っている人々に対して、専門家による競売、任意売却、民事再生、破産等の相談、及びそれらに伴う講習会等を開催し、経済的困窮者の生活再建相談、支援を行うことにより、健全な社会生活を取り戻せる社会、家庭環境作りに貢献することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝木会

イ 代表者の氏名 高 木 敏 秀

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町4丁目4番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援及び社会参加、社会的自立の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人阪神自殺防止対策支援センター

イ 代表者の氏名 大 山 智 之

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市行基町3丁目21番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、自殺予防の自殺防止対策を行い、また自殺防止対策のために情報提供や社会に対する提言を積極的に行うことで、誰もが自殺の危機に陥ることなく平和に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人棚田LOVER's

イ 代表者の氏名 永 菅 裕 一

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡市川町谷915番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、学生や若者を含む市民に対して、農村地域や棚田での農作業体験・援農活動や棚田の多面的機能の普及啓発に関する事業を行い、学生と地域、都市と農山村の人々が相互に理解し協力し合える関係を作りあげることによって、持続可能な循環型社会の創出に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日



## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人PEACE CYCLE

イ 代表者の氏名 岸 本 康 弘

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市勝原区朝日谷459番地91

エ 定款に記載された目的

この法人は、播磨地域の子ども・不登校生への教育、ニート等の就職困難者への就職支援に関する事業を展開するとともに、世界に向けての平和のメッセージを発することで、全ての人々が手と手を取り合って仲良くそして生き生きと過ごせる社会の構築に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ダーウィンの森

イ 代表者の氏名 尾 内 良 三

ウ 主たる事務所の所在地 加西市東剣坂町1345の2 古法華自然公園管理事務所

エ 定款に記載された目的

この法人は、加西市を中心に子どもから大人までを対象に、原体験を柱に自然の大切さや環境問題に関する事業を行い、青少年育成と環境保全に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人愛loveきもの幸の会

イ 代表者の氏名 鵜 川 由紀子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区本山北町3丁目3番19号アミーオカモト202号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、着物の存続と普及に関する事業を行い、日本文化の継承並びに国際交流の活性化、地域の福祉やエコロジーの増進に寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人町なみ屋なみ研究所

イ 代表者の氏名 酒 井 宏 一

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市油井668番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、伝統的な町並み景観の保全や古民家の再生・活用に関する事業を行い、伝統的な町並み保全と地域の活性化に寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成21年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人言語障害者の社会参加を支援する会しゃべろーよ

イ 代表者の氏名 田 中 昌 明

ウ 主たる事務所の所在地 三田市三田町35番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、失語症などをおった言語障害者及び家族が安心して社会参加ができる交流の場を提供し、ひとりひとりが必要とする支援を行い、失語症支援者の養成や市民への啓発を行うことによって、言語障害があっても差別や偏見を受けることなく、社会の一員として生きていける社会を築いていくことを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。



号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
- (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能である者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 担当 中村、淵上  
電話 (078) 341-7711 内線 2042、2047
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成22年1月19日（火）から同年2月2日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成22年3月1日（月） 午後1時30分  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県西庁舎1階 大入札室
- (4) 入札書の提出方法  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。  
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年2月25日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込みを平成22年2月2日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応ずること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年4月1日（木））までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。  
(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者  
(イ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違



## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 担当 中村、渕上  
電話 (078) 341-7711 内線 2042、2047
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成22年1月19日(火)から同年2月2日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成22年3月1日(月)午後2時  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県西庁舎1階 大入札室
- (4) 入札書の提出方法  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。  
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額(以下「送料見込額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年2月25日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込みを平成22年2月2日(火)午後4時まで  
に前期3(1)の場所へ提出すること。  
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、アの提出書類について説明を求められた場合は、  
これに応ずること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されている  
こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平  
成22年4月1日(木))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入  
札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。  
(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者  
(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違  
反し無効となったもの以外の者  
コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった  
者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約当事者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成22年 1月19日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
安心・安全コモンズ情報提供システム構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画県民部教育・情報局情報政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年11月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
84,449,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年 1月19日

西播磨県民局長 小 畠 寛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山崎三津ショッピングタウン  
所在地 宍粟市山崎町三津240ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|              |         |                   |
|--------------|---------|-------------------|
| 名称           | 代表者の氏名  | 住所                |
| 三菱UFJリース株式会社 | 小 幡 尚 孝 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |
| オリックス株式会社    | 梁 瀬 行 雄 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称           | 代表者の氏名  | 住所                |
|--------------|---------|-------------------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 小 幡 尚 孝 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 |
| オリックス株式会社    | 宮 内 義 彦 | 東京都港区高輪四丁目15番10号  |

イ 変更後

| 名称           | 代表者の氏名  | 住所                |
|--------------|---------|-------------------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 小 幡 尚 孝 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 |
| オリックス株式会社    | 梁 瀬 行 雄 | 東京都港区浜松町二丁目4番1号   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|----------------|-------|---------|
| ゴダイ株式会社        | 午前10時 | 午後8時    |
| 株式会社カワベ        | 午前9時  | 午後9時30分 |
| 株式会社イエローハット    | 午前10時 | 午後8時    |
| 株式会社本家かまどや     | 午前10時 | 午後8時    |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|----------------|-------|---------|
| ゴダイ株式会社        | 午前9時  | 翌午前0時   |
| 株式会社カワベ        | 午前9時  | 午後9時30分 |
| 株式会社イエローハット    | 午前10時 | 午後8時    |
| 株式会社本家かまどや     | 午前10時 | 午後8時    |

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成19年5月7日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成22年1月1日

5 届出年月日

平成21年12月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成22年1月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年5月20日

(2) 提出先

西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 1月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) イオンタウン東加古川SC (MV棟) 及び (家電棟)

所在地 加古川市平岡町土山字勝負850-1ほか

2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要

騒音の解析結果において、基準値を超える値を示している予測地点が見受けられる。国道2号の沿道であること等を考慮すると店舗の立地による影響は軽微であると考えられるが、将来、当該店舗が原因で騒音の苦情等が生じた場合は誠意をもって対応すること。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

| 意見書提出者名 | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 播磨町     | <p>周辺道路での交通渋滞等が懸念されるため、開店後に交通量調査等を実施するとともに、来退店車両の生活道路への進入等の支障が生じた場合には、交通整理員を配置し、適切な案内・誘導等の対策を講じること。</p> <p>防犯及び青少年の健全育成の観点から、夜間及び休業時の店舗駐車場への進入、蟻集防止等について適切な管理を行うとともに必要な対策を講じること。</p> <p>交通対策等について、地域住民との連絡調整を行う窓口を設け、寄せられた意見に配慮するとともに、周辺生活環境の維持向上に努めること。</p> |

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年 1月19日から 1月間



落札者等の公示

次のとおり公示する。

平成22年 1月19日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ニュースパル電子蓄積リング用多機能電磁石 一式

2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地

兵庫県立大学播磨光都キャンパス (高度産業科学技術研究所) 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号

3 落札者を決定した日

平成21年12月25日

4 落札者の名称及び住所

株式会社帝国電機製作所 たつの市新宮町平野60番地

5 落札金額

9,975,000円 (税込み)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成21年11月24日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次の



とおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成22年1月19日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

| 名称                   | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                                       |
|----------------------|-------|---------|--------------------------------------------------|
| 秋 田 清 後 援 会          | 秋 田 清 | 秋 田 利 光 | 多可郡多可町中区高岸195の2                                  |
| 井奥まさきとともに<br>市政を考える会 | 井奥雅樹  | 井奥貴子    | 高砂市荒井町新浜2丁目19-9                                  |
| 猪名川の明日を創る会           | 宮東一三  | 田中登     | 川辺郡猪名川町広根字町屋東6                                   |
| 稲田三郎後援会              | 岡田保   | 門清貴     | 三木市大村561                                         |
| 大西勝一後援会              | 田儀健二  | 西川美紀子   | 神戸市兵庫区上庄通2-4-29                                  |
| 「佐用を変えよう」<br>推進グループ  | 中川孝之  | 中川美穂    | 佐用郡佐用町櫛田2222                                     |
| 嶋崎宏之後援会（宏友会）         | 福井均   | 石田博信    | 豊岡市気比3211-1                                      |
| 住みたい町かこがわを考える会       | 永井宗太  | 市位幸嗣    | 加古川市加古川町溝之口510番地-51 平成ビル<br>5階 I B Nホールディングス（株）内 |
| スリーウッド               | 稲田三郎  | 岡田保     | 三木市志染町青山1丁目3-9                                   |
| 税理士による山口つよし後援会       | 矢野和英  | 木藤紀宏    | たつの市神岡町西横内330番地                                  |
| 谷口透後援会               | 谷口透   | 谷口良美    | 美方郡新温泉町湯1048-1                                   |
| 玉臺正明後援会              | 玉臺正明  | 玉臺美佐子   | 多可郡多可町八千代区横屋116番地                                |
| とくの会                 | 秋山篤三  | 秋山恵子    | 朝来市新井645番地                                       |
| 中島利信後援会              | 岩崎清吾  | 小林芳晴    | 朝来市物部1179                                        |
| 中谷良一後援会              | 満田邦弘  | 前田利幸    | たつの市龍野町富永385-3                                   |
| 永井そうた後援会             | 永井宗太  | 中谷徹     | 加古川市加古川町溝之口510番地-51 平成ビル<br>5階 I B Nホールディングス（株）内 |
| 日本精神塾                | 岡崎晃   | 松原啓     | 姫路市栗山町126番地7階（弁護士法人岡崎晃法<br>律事務所内）                |
| 藤本英三後援会              | 藤本英三  | 藤本志津子   | 多可郡多可町中区中村町160                                   |
| 三木の改革を継続する市民の会       | 藤枝直司  | 芹生幸治郎   | 三木市緑が丘町中2丁目13番20号                                |
| 峰高正行後援会              | 中村和基  | 西岡貞明    | 豊岡市寿町9番38号                                       |
| みんなでつくる<br>マニフェスト委員会 | 岡田哲治  | 藤本幸作    | 三木市宿原162                                         |
| 山口雄三後援会              | 山口雄三  | 山口千代子   | 多可郡多可町加美区門村170                                   |
| 山名そうご後援会             | 藤原安晴  | 山名肇     | 神崎郡神河町川上481番地の1                                  |

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 名称                | 異動事項           | 異動内容 |                              |
|-------------------|----------------|------|------------------------------|
| 公明党衆議院小選挙区兵庫第2総支部 | 主たる事務所の<br>所在地 | 新    | 神戸市兵庫区下沢通7-2-28 フローラ上沢<br>2A |
|                   |                | 旧    | 神戸市兵庫区塚本通7-1-1 安井ビル4F        |
|                   | 会 計 責 任 者      | 新    | 尾 園 久 明                      |
|                   |                | 旧    | 小 神 千 鶴 子                    |

|                   |            |   |                             |
|-------------------|------------|---|-----------------------------|
| 自由民主党相生支部         | 主たる事務所の所在地 | 新 | 相生市大石町13番5号 ふこさビル301号       |
|                   |            | 旧 | 相生市大島町1-10 新光ビル             |
|                   | 代 表 者      | 新 | 谷 口 隆 司                     |
|                   |            | 旧 | 松 本 裕 邦                     |
|                   | 会 計 責 任 者  | 新 | 能 本 宣 彦                     |
|                   |            | 旧 | 松 本 裕 邦                     |
| 自由民主党山東支部         | 主たる事務所の所在地 | 新 | 朝来市山東町溝黒292                 |
|                   |            | 旧 | 朝来市山東町粟鹿1737                |
|                   | 代 表 者      | 新 | 木 村 圭 介                     |
|                   |            | 旧 | 梶 原 博 司                     |
| 自由民主党高砂支部         | 会 計 責 任 者  | 新 | 仮 谷 勇                       |
|                   |            | 旧 | 高 谷 唯 司                     |
| 自由民主党兵庫県港湾支部      | 会 計 責 任 者  | 新 | 加 納 治                       |
|                   |            | 旧 | 新 木 博 行                     |
| 自由民主党兵庫県支部連合会     | 代 表 者      | 新 | 末 松 信 介                     |
|                   |            | 旧 | 河 本 三 郎                     |
| 社会民主党兵庫県伊丹支部      | 主たる事務所の所在地 | 新 | 伊丹市西台3-6-22-302             |
|                   |            | 旧 | 伊丹市宮ノ前1-1-22                |
|                   | 会 計 責 任 者  | 新 | 岩 崎 志 圭 留                   |
|                   |            | 旧 | 家 城 裕 之                     |
| 民主党兵庫県参議院選挙区第2総支部 | 会 計 責 任 者  | 新 | 田 治 米 政 美                   |
|                   |            | 旧 | 大 久 保 庄 造                   |
| 民主党兵庫県第1区総支部      | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市中央区北長狭通4丁目2番2号 赤松神戸ビル5F  |
|                   |            | 旧 | 神戸市東灘区本山北町3丁目4番9号 甲南ヴィラ206号 |

(2) その他の政治団体

| 名称          | 異動事項          | 異動内容 |                                             |
|-------------|---------------|------|---------------------------------------------|
| 赤羽かずよし後援会   | 主たる事務所の所在地    | 新    | 神戸市兵庫区下沢通7-2-28 フローラ上沢2A                    |
|             |               | 旧    | 神戸市兵庫区塚本通7-1-1 安井ビル4F                       |
|             | 会 計 責 任 者     | 新    | 尾 園 久 明                                     |
|             |               | 旧    | 小 神 千 鶴 子                                   |
| 赤羽かずよしを励ます会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新    | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体<br>(公職の種類) 衆議院議員 |
|             |               | 旧    | 国会議員関係政治団体以外の政治団体                           |
|             | 主たる事務所の所在地    | 新    | 神戸市兵庫区下沢通7-2-28 フローラ上沢2A                    |
|             |               | 旧    | 神戸市兵庫区塚本通7-1-1 安井ビル4F                       |
|             | 代 表 者         | 新    | 赤 羽 一 嘉                                     |
|             |               | 旧    | 林 靖 彦                                       |
|             | 会 計 責 任 者     | 新    | 尾 園 久 明                                     |
|             |               | 旧    | 長 谷 川 学                                     |

|                           |            |   |                            |
|---------------------------|------------|---|----------------------------|
| 秋山篤三後援会                   | 代表者        | 新 | 秋山篤三                       |
|                           |            | 旧 | 吉井辰男                       |
| 井戸まさえ後援会                  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市中央区北長狭通4丁目2番2号 赤松神戸ビル5F |
|                           |            | 旧 | 神戸市東灘区本山北町3-4-9 甲南ヴィラ206号  |
| 稲田三郎後援会                   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 三木市宿原162                   |
|                           |            | 旧 | 三木市大村561                   |
| 岡本和雄後援会                   | 代表者        | 新 | 西墻弘之                       |
|                           |            | 旧 | 岡本啓一                       |
| 柏木剛後援会                    | 代表者        | 新 | 村上匡男                       |
|                           |            | 旧 | 柏木一馬                       |
| 門康彦後援会門友会                 | 代表者        | 新 | 三津啓祐                       |
|                           |            | 旧 | 住田良夫                       |
| 神戸製鋼所労働組合神戸支部会<br>政治活動委員会 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号           |
|                           |            | 旧 | 神戸市灘区岩屋南町2番25号             |
|                           | 代表者        | 新 | 野々口光義                      |
|                           |            | 旧 | 酒井行雄                       |
|                           | 会計責任者      | 新 | 多田雅史                       |
|                           |            | 旧 | 野々口光義                      |
| 児島ひとし後援会                  | 代表者        | 新 | 児島建美                       |
|                           |            | 旧 | 井上奎介                       |
|                           | 会計責任者      | 新 | 児島佳代子                      |
|                           |            | 旧 | 児島建美                       |
| チェンジ!いきいき西宮市民の会           | 代表者        | 新 | 藤井隆幸                       |
|                           |            | 旧 | 大野恵子                       |
|                           | 会計責任者      | 新 | 古川みはる                      |
|                           |            | 旧 | 大野恵子                       |
| 橋本健後援会                    | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市中央区中山手通2-24-1-418       |
|                           |            | 旧 | 神戸市中央区加納町2丁目6-19-303       |
| 林晴信後援会                    | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西脇市下戸田84-2-103             |
|                           |            | 旧 | 西脇市下戸田270-22               |
| 帽田智子後援会                   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 姫路市岡田601-201               |
|                           |            | 旧 | 姫路市城北新町1丁目13-3-101         |
|                           | 代表者        | 新 | 森本元一                       |
|                           |            | 旧 | 平田哲也                       |
|                           | 会計責任者      | 新 | 和田浩樹                       |
|                           |            | 旧 | 竈谷ますみ                      |

|                     |                           |   |                                                                                                             |
|---------------------|---------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 生 昭 義 を 支 援 す る 会 | 代 表 者                     | 新 | 大 谷 哲 也                                                                                                     |
|                     |                           | 旧 | 岸 野 孝 弘                                                                                                     |
| み ど り の 風 を 吹 か す 会 | 名 称                       | 新 | みどりの風を吹かす会                                                                                                  |
|                     |                           | 旧 | 戸田善規後援会                                                                                                     |
|                     | 代 表 者                     | 新 | 志 賀 周 郎                                                                                                     |
|                     |                           | 旧 | 森 本 宥 紹                                                                                                     |
| む ろ い 秀 子 後 援 会     | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体<br>(公職の種類)衆議院議員<br>(公職の候補者の氏名及び公職の種類)<br>室井 秀子、衆議院議員 |
|                     |                           | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体                                                                                           |
| 山 口 く に ま さ 後 援 会   | 代 表 者                     | 新 | 山 口 嘉 郎                                                                                                     |
|                     |                           | 旧 | 山 口 友 四 郎                                                                                                   |
|                     | 会 計 責 任 者                 | 新 | 山 口 友 四 郎                                                                                                   |
|                     |                           | 旧 | 内 藤 成 樹                                                                                                     |

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

| 名称                  | 代表者氏名   | 解散年月日      |
|---------------------|---------|------------|
| 自 由 民 主 党 夢 前 町 支 部 | 鈴 木 信 義 | 平成21年10月1日 |

(2) その他の政治団体

| 名称                                  | 代表者氏名     | 解散年月日       |
|-------------------------------------|-----------|-------------|
| 秋 田 清 後 援 会                         | 秋 田 清     | 平成21年11月26日 |
| 秋 山 篤 三 後 援 会                       | 秋 山 篤 三   | 平成21年9月30日  |
| 猪 名 川 町 真 田 や す お 後 援 会             | 植 村 孝 治   | 平成21年10月31日 |
| 沖 弘 行 後 援 会                         | 沖 弘 行     | 平成21年11月13日 |
| 梶 原 博 司 後 援 会                       | 村 上 健 次   | 平成21年10月31日 |
| 小 谷 友 信 後 援 会                       | 北 野 隆 弘   | 平成21年10月31日 |
| さ か の 成 志 後 援 会                     | 坂 野 成 志   | 平成21年6月25日  |
| 谷 口 勝 己 後 援 会                       | 成 田 康 夫   | 平成21年10月28日 |
| 田 村 昭 後 援 会                         | 田 村 正 弘   | 平成21年10月31日 |
| 中 島 利 信 後 援 会                       | 花 原 義 明   | 平成21年10月1日  |
| 中 谷 ひ で こ 後 援 会                     | 藤 永 憲     | 平成21年10月31日 |
| 西 川 克 己 後 援 会                       | 藤 本 竹 夫   | 平成21年10月31日 |
| 三 木 の ま ち づ く り を 考 え る シ ン ポ ジ ウ ム | 芹 生 幸 治 郎 | 平成21年11月3日  |
| 森 本 陸 夫 後 援 会                       | 森 本 辰 夫   | 平成21年11月1日  |
| 山 口 雄 三 後 援 会                       | 山 口 雄 三   | 平成21年11月26日 |
| 吉 岡 正 章 後 援 会                       | 吉 岡 正 章   | 平成21年11月8日  |



## 兵庫県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成22年1月19日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

## 1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称      | 主たる事務所の所在地                                  | 代表者の氏名 | 指定年月日           |
|------------------|-------|----------------|---------------------------------------------|--------|-----------------|
| 稲田三郎             | 三木市長  | スリーウッド         | 三木市志染町青山1丁目3-9                              | 稲田三郎   | 平成21年<br>10月26日 |
| 永井宗太             | 加古川市長 | 住みたい町かこがわを考える会 | 加古川市加古川町溝之口510番地-51 平成ビル5階I B Nホールディングス(株)内 | 永井宗太   | 平成21年<br>11月18日 |

## 2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異動内容 |                          |
|--------------------------|---------|-----------|------------|------|--------------------------|
| 赤羽一嘉                     | 衆議院議員   | 赤羽かずよし後援会 | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市兵庫区下沢通7-2-28 フローラ上沢2A |
|                          |         |           |            | 旧    | 神戸市兵庫区塚本通7-1-1 安井ビル4F    |
| 橋本健                      | 神戸市議会議員 | 橋本健後援会    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市中央区中山手通2-24-1-418     |
|                          |         |           |            | 旧    | 神戸市中央区加納町2丁目6-19-303     |
| 向山好一                     | 衆議院議員   | 神戸再生の会    | 公職の種類      | 新    | 衆議院議員                    |
|                          |         |           |            | 旧    | 神戸市議会議員                  |

## 3 資金管理団体の指定の取消しの届出

## (1) 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類     | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名 | 取消年月日           |
|------------------|-----------|-----------|----------------|--------|-----------------|
| 沖弘行              | 南あわじ市議会議員 | 沖弘行後援会    | 南あわじ市福良乙943番地3 | 沖弘行    | 平成21年<br>11月13日 |
| 吉岡正章             | 豊岡市議会議員   | 吉岡正章後援会   | 豊岡市森尾330       | 吉岡正章   | 平成21年<br>11月8日  |